

平成19年6月11日（月）

（午前9時31分 開議）

○議長（中上良隆君）おはようございます。
ただ今の出席議員数は24人で全員であります。

○議長（中上良隆君）これより本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中上良隆君）これより日程に入り、
日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において3番 富岡君、24番 中西健君の二人を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（中上良隆君）日程第2 一般質問を行います。

今回の一般質問の通告者は20人です。
質問は会議規則第62条の規定により、別紙の順序により発言を許します。

順番1、21番 上久保修君。

〔21番（上久保 修君）登壇〕

○21番（上久保 修君）おはようございます。
一番先に一般質問をさせていただきます。

議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

最初に、公的資金繰上償還について、当局の対応をお伺いいたします。

総務省は、平成19年度地方財政対策の中で、公的資金の繰り上げにより、公債費負担の軽減策をとられました。行政改革、経営改革を行う地方自治体に対して、平成19年度から3年間で5兆円規模の繰上償還を行い、高金利

の公債費を軽減するものであります。この措置の対象団体の中で、合併新法により合併した団体であり、実質公債費比率が15%以上の団体であること。その団体には5%以上の起債分を繰り上げ、償還ができることがわかりました。

そこで、本市は、この制度に対して、どのように対応しているのか、お聞きをすることにしました。次の5点をお聞きいたします。

一点目、普通会計で現在の起債件数の中で、一番高い金利の数値と5%以上の件数、また、現在の起債分はどのような金利になっているのか。

二点目、合併特例法、合併新法により、対象となる本市の、先ほども言いました5%以上の起債分で、財政融資資金と簡保資金別に件数と起債金額をお聞きいたします。

三点目、借り換えの方法はどのように考えていこうとされているのかお聞きします。

四点目、対象となるすべての起債分を借り換えた場合、幾らの負担軽減が実現できるのかお聞きいたします。

五点目、公営企業債や特別会計分ではほかに対象となる起債分があれば、借り換えることにより幾らの軽減が図られるのか。

また、3月議会で、この公営企業債の償還についての答弁がありましたが、その際、6月議会で詳しくお答えくださるとの答弁でしたので、お聞きします。

また、積立金がありながら起債をし、金利負担をしていることの説明も含めてお願いいたします。私は、この際、金利負担をすることのないように起債分の返済と積立金の利用について考えるべきと思いますが、いかがでしょうか。

次の質問に移ります。

本市は、既に地域イントラが整備されたと聞いています。そこで、次の三点をお聞きします。

一点目、市庁舎と出先機関の情報交換や、情報提供の今までの対応をお聞きします。

二点目、地域イントラ整備で出先機関の対応はどのように変わったのかお聞きします。

三点目、今後の問題として、この整備が確立されたことにより、市当局は市民に対してどのようなきめ細やかな情報発信をしようと考えておられるのか、お聞きします。

最後の質問になります。

保育を受ける幼児、また小・中学校で教育を受けている児童生徒の園・校内の安全性について本市の対応をお伺いします。

今、テレビや新聞報道で問題になっているように本来一番安全でなければいけない園・校内の安全が危ぶまれているのも確かであり、今まで起きた事件の中では、外部侵入者による被害、また園・校舎内でのけがや災害が多発しています。特に、あり得ない事故に巻き込まれるという悲しい事故が多発しているようでございます。

私は以前から子どもたちの安全を確保していただきたいと、さまざまな質問とお願いをしてまいりました。今回、市当局の対策と改善をお願いしたいと思い、以下の点をお伺いいたします。

一点目、現在、各学校・園内の危険箇所点検はどのようになっているのか。

二点目、各学校・園内の駐車状況により安全性は保たれているのか。

三点目、車両進入や駐車許可はどのようになっているのか。

四点目、各学校・園に対して指定車両を含めた公用車の配備についてどのようになっているのか。

五点目、各学校・園内の職員のマイカー通勤の現状をお聞きし、以上で1回目の質問といたします。明快なる答弁をよろしくお願ひします。

ありがとうございました。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君の一般質問に対する答弁を求めます。

市長。

〔市長（木下善之君）登壇〕

○市長（木下善之君）皆さん、おはようございます。

上久保議員の一般質問にお答えいたします。

公的資金の繰上償還について本市の対応はとのご質問でございますが、公的資金の繰上償還につきましては、議員がおたのだしのとおり、厳しい地方財政の現状に鑑み、市町村の合併の特例等に関する法律に基づくさらなる市町村合併と行政改革推進法に基づく地方行政改革を推進し、地方財政の健全化による将来的な住民負担を軽減するため、行政改革、経営改革を行う地方公共団体に対しまして、高金利な起債から低金利の起債への借り換えを容易にする目的で平成19年度地方財政対策の公債費負担対策として盛り込まれた施策でございます。

まず、第一点の普通会計で借り上げている起債で一番高い利率及び現在の借上利率はどうかとおたのだしでございますが、本市の普通会計において、現在一番高い起債利率は平成2年に発行した義務教育施設整備事業債、3年据え置き、25年償還でございますが、7.3%であります。

また、現在の借入利率は、去る5月21日に合併特例事業債と3年据え置き15年償還を銀行など引き受け資金として借り入れるために金融機関で入札した結果、2.25%でございます。

次に、二点目の合併特例法、または合併新

法により合併した市町村の繰上償還の対象となる利率及び現在借り上げている起債の中で利率5%以上の資金別件数、金額についてのご質問でございますが、利率5%以上の繰上償還が可能となるのは、合併した自治体で実質公債費比率が15%以上、合併していなければ実質公債費比率が18%以上の自治体が対象となります。

本市の場合、実質公債費比率が16%でありまして、本来であれば、利率6%以上の起債が繰上償還の対象となりますが、合併特例法により合併した自治体であるため、利率5%以上の起債が対象となり、平成19年度末時点での資金別件数、現在高を申し上げますと、財政融資資金で33件、現在高で3億2,789万6,105円、簡易生命保険資金で46件、現在高で8億8,078万8,335円、公営企業金融公庫資金で1件、現在高で5,221万7,575円、合計80件で12億6,089万7,831円が繰上償還及び借り換えの対象となってまいります。

次に、三点目の借り換えの方法であります。徹底した総人件費の削減などを内容とする財政健全化計画を策定し、国の承認を受けた後に、財政融資資金につきましては、平成19年度から平成21年度までの3年間、簡易生命保険資金につきましては、平成20年度から21年度までの2年間で借り換えが可能となります。それぞれの起債ごとに借り換えを行うこととなりますが、償還年限は借り換え前の償還年限に1年を加えた年限となってまいります。

四点目の借り換えた場合の金利削減額でございますが、起債借り上げ年月や利率、借入先などによって、削減額も変わりますが、平成19年度末に直近の利息2.25%で借り換えた場合、現行利息の約55%程度が削減可能として試算いたしますと、普通会計の利息削減可能額といたしましては、財政融資資金で約

4,285万円、簡易生命保険資金で約1億1,511万円、公営企業金融公庫資金で約682万円、総額にして1億6,478万円の利息が削減できると見込んでおります。

以上のことから、公的資金の繰上償還及び低金利の起債への借り換えは本市の財政健全化を進めていく上で、大変重要でございます。今後の公債費の負担軽減につながることから、積極的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、残余の件につきましては、担当参与より答弁をいたさせます。

○議長（中上良隆君）教育長。

〔教育長（森本國昭君）登壇〕

○教育長（森本國昭君）上久保議員のご質問にお答えいたします。

まず、各学校・園内での危険箇所の点検はどうかという点についてですが、昨年、県砂防課が公表した和歌山土砂災害マップに、土砂災害危険箇所として、山内幼稚園、境原小学校、信太小学校、西部小学校、紀見北中学校、高野口中学校が指定されております。

また、各学校・園とも年間の教育指導計画書に安全教育の計画を立て、校内外の危険箇所点検を実施しております。各学校・園によって違いはございますが、点検項目表に基づき、月に1回程度実施し、その結果を各担任から園児・児童生徒に指導したり、集団下校時に現場での指導を徹底したりしております。

次に、各学校・園での駐車状況によっては、安全性が保たれているのかということでございますが、学校敷地内に駐車しておりますので、確実に安全が保たれているとは断言できません。しかし、駐車スペースを限定し、教職員のほか、保護者や来客者にも指定された場所以外の駐車については禁止するよう学校

長から通知し、安全の確保に努めております。

次に、各学校・園敷地内の車両進入、駐車場の許可についてですが、学校施設は児童生徒の教育を担う場所であり、駐車場の場所は特定の学校を除き、確保されておりません。ただ、以前から学校の立地条件や近辺に駐車できる場所の有無の事情、また、緊急時の公用車として位置付け等から、慣習的に敷地内に駐車しているのが現状でございます。

各学校、園への公用車配備についてですが、市の公用車配備はありませんので、橋本市公立学校職員の自家用自動車の公務使用取扱基準に基づき、教職員の自家用車のほとんどを校長の承認の上で公用車扱いをしております。今後、市の公用車配備についても検討が必要であると考えております。

最後に、教職員の学校園内にマイカー駐車場の許可についてであります。さきにお答えしましたとおり、本来は学校敷地内に教職員の駐車スペースはございません。やむを得ぬとの判断で、目的外使用をしているのが現状でございます。このことにつきましては、昨年、中本議員からご質問、ご指摘がございまして、教育委員会からは子どもの安全面への配慮や、学校本来の機能を果たしていくために、教職員の自家用車の駐車場を敷地外に求めることについて検討するとお答えしております。このことにつきましては、現在、校長会とも前向きに協議をしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（中上良隆君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）はじめに市庁舎と各出先期間との情報提供の現状はどうなっているかについてお答えいたします。

地域イントラネットを整備しデスクネットという事務用ソフトウェアを利用して、職員間のメール交換、回覧板による情報交換、ス

ケジュール管理等を行うとともに、事務作業に必要な情報提供、いわゆる事務連絡でございませけれども、イントラネットを利用して行っております。また、パソコン上での情報交換等を実施することにより、ペーパーレス効果もあるものと思います。今後、さらに利用効率を高めるとともに、各出先期間を通じて、災害時に公民館・学校等への災害情報を本庁の対策本部より発信を行うなど、市民に向けての情報発信もまた行ってまいりたいと考えております。

本市ホームページに組み込まれておりますパソコン上での参加者同士のコミュニケーションを図る電子公民館を十分ご利用いただき、住民相互の電子上の交流を図っていただけたらと思います。

次に、地域イントラ整備で出先機関、いわゆる公民館そのほかでございますが、対応がどう変わったのかについてお答えいたします。

地域イントラ整備において、出先機関等には、市民の方に自由にインターネットを楽しんでいただける情報公開端末の設置や、市役所1階に設置している大型テレビで行事予定等を放映しているお知らせ掲示板を設置しております。

また、超高速光ファイバーで接続をしたことにより、公民館等における財務会計処理等の事務がスムーズに行えております。さらに、相手の顔を見ながら相談等を行える映像対話システムの構築を行ったところでございます。

次に、地域イントラ整備で今後出先機関を経由し、市民への情報発信をどのように展開し、きめ細やかな住民サービスにつなげていくのかについてお答えいたします。

例えば、お知らせ掲示板を利用した動画・静止画の放映、または、映像対話システムを利用した住民の相談窓口の開設など、市民の皆さま及び職員等の要望、アイデア等を吸収

し、より市民に対し、きめ細やかな情報発信ができるように検討し、努力してまいりたいと考えております。

○議長（中上良隆君）健康福祉部長。

〔健康福祉部長（上田敬二君）登壇〕

○健康福祉部長（上田敬二君）次に、保育園の安全性についてお答えいたします。

1番目の危険箇所点検につきましては、昨年8月に和歌山県砂防課がインターネットのホームページに「わかやま土砂災害マップ」を掲載し、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、土石流危険区域として公表いたしました。本市では918カ所となっており、市内の保育園で三石保育園が急傾斜地崩壊危険箇所及び土石流危険区域として、また、香久の実保育園が急傾斜地崩壊危険箇所として公表されております。

次に、各園におきましては、危険箇所点検等でチェックできた場合は、その都度、軽微な箇所は速やかに対応いたしております。

二点目、三点目及び五点目の駐車状況、駐車許可及びマイカー駐車につきましては、原則、園内の職員の駐車については禁止いたしております。ただ、早朝・延長保育等に従事する保育士につきましては、敷地の一部に駐車を認めておりますが、園児の出入りできる場所での駐車は禁止しております。

四点目の公用車配置は、保育園には配置しておらず、かわりに各園2台を公用車と同様の保険加入で市との連絡等に使用しております。

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

〔上下水道部長（井手上治巳君）登壇〕

○上下水道部長（井手上治巳君）公営企業債についてのご質問にお答えします。

まず、上水道について一点目の対象となる5%以上の件数、及び未償還元金は24件で11億5,517万5,357円であり、これを公営企業金

融公庫の現行金利の2.1%に借り換えた場合の負担軽減額は2億1,594万579円となります。

次に、下水道において対象となる利率5%以上の資金別件数、金額につきましては、平成19年度末時点において、財政融資資金で25件、1億6,703万6,069円、簡易生命保険資金で7件、3億2,598万6,364円、公営企業金融公庫資金で33件、2億4,745万4,380円、合計65件、7億4,047万6,813円が借り換えの対象となります。

平成19年度末に現在利率2.1%で借り換えた場合、約2億1,937万335円の負担軽減となります。

二点目の積立金があるのに起債している理由であります。ここ数年来の借り入れ利率が低金利であったため、低金利の間に借り入れを行い、数年後に浄水場施設の大規模改修時等に資金を投入するために借り換えを行ってまいりました。しかし、最近借り入れ利率が上昇し始めたため、18年度からはダム負担金以外の借り入れは行わない方針に変更してございます。

三点目の繰上償還対象起債分の全額返済の考えについては、3月議会にご答弁させていただきましたように、条件がそろえば返済することを考えています。ただ、今までは公営企業金融公庫資金についての借換債は、以前から活用してまいりまして、繰上償還については、財政融資資金及び公営企業金融公庫資金とも制度がなかったため、できなかったことも事実であります。

今回設定されました条件では、資本費と公営企業経営健全化計画の策定が必要となります。資本費については、利息と減価償却費を加えた費用を有収水量で除して求めますが、17年度決算では128円01銭となり、この数字が国の示す値より超えるならば、一つの条件を満たすこととなりますが、現在のところ数値

は示されていません。

二つ目の条件である、健全化計画の策定については、本年5月に橋本市水道事業基本計画策定及び認可申請書作成業務を発注してございまして、この基本計画の中で将来の水道事業の政策及び投資的経費等を決定していくため、これに合わせて健全化計画の策定を進めていくということになります。したがって、健全化計画書の策定期間は平成20年度中ということになりまして、そのときに再度、繰上償還について検討していく考えですので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君、再質問はありますか。

21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。いろいろと詳しく答弁をいただきましてありがとうございます。

最初の質問で、公的資金の繰上償還について、もう少しお聞きしておきます。

一つは、今軽減を予定された金額、全部公営企業も含めてですけれども、約5億5,000万円ありますね。それで、政府が言っている3年間で5兆円、これは普通会計で3億8,000万円、それから企業会計の部分では1億2,000万円と聞いているんですが、この5兆円の中に全国的にすべてこういう対策をとっていると思うんですけれども、本市は、今説明いただいたすべての件数に対して、5%以上がすべて処理できるのかどうか、そこら辺があります。国が示している中では、いわゆる何億円とかいう事業がありますね。何回か僕もいろんな形で質問させてもらいましたけれども、やっぱり先に手を挙げたほうがという対策もあるわけですので、そこら辺、この5兆円の中に、本市としては全部対応できるのかどうか、まずその点をお聞きします。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）上久保議員の再質問にお答えいたしたいと思います。

議員おただしのとおり、5兆円といいますのが、政府資金で3兆8,000億円、公営企業金融公庫で1兆2,000億円、合計5兆円を3年間で繰上償還するというのが国の制度でございます。

本市の場合、限られた期限内、政府資金で平成19年から21年度までの3年間、簡保資金で平成20年から平成21年度までの2年間に繰上償還及び借り換えを行う必要があるというのは、もう言うまでもございせんし、本市の財政状況を考えますと、できるだけ早い時期に繰上償還をして、借り換えをしていきたいという考え方は持っております。

しかしながら、国におきまして、3年間に5兆円という繰上償還の枠があるわけでございますけれども、現在のところ初年度でどのくらいの額が繰上償還の対象として枠が与えられるかというのがまだ決まっておきませんので、本市の、今議員おただしの全額を返せるのかというのには、現在のところお答えはできかねます。しかしながら、先ほどから言いますとおり、財政健全化のためにできるだけ早い時期に返せば、利息の金利の削減額も多額になるということでございますので、本市の考え方はできるだけ早い時期に、国の承認が得られれば借り換えていきたいというように思っております。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。

今のお話ではほぼいけるように僕は感じ取ったんですけれども、ただ、この財政難で今年度19年度予算もいろんな基金の取り崩しをしてやったという経緯がございますし、今後、19年度、20年度、21年度の予算を組むときに、

本当にうれしいことやなというふうに思いました。市税収入も減少している中で、これだけすべて合わすと5億円、もちろんその3年間でやるわけですけれども、1年間としたら、やっぱり単純に割りまして、やっぱり一億五、六千万円か、それぐらいの軽減がされるわけですので、余分に払わんでいいような金が出てくるわけでありますので、そこら辺の対応をよろしく願います。

あともう一つお聞きしますけれども、この対象となってきた件数に関して、借り換えの場合、銀行を通じて、要するに市中銀行とかいろんな形であるわけですけれども、本市は指定金融機関もありますし、そういうことでこれらの件数に関してどのように対応していかれるのかなということが一つちょっと疑問になりましたので、当然、入札とか云々でされるわけですけれども、そこら辺の話もちょっとわかるように説明してください。

○議長（中上良隆君）財政課長。

○財政課長（北山茂樹君）今回の繰上償還、借り換えの一つの目的は政府資金から民間資金の活用ということもございます。

本市が今、市中銀行等の起債をやる場合には入札をやっておりまして、一番低い利息の利率を提出していただいた銀行と起債の借り換えの契約をするというシステムをとっております。

今回の、市長もご答弁をしたんですけれども、直近の金利が2.25%ということでお話をさせていただいたんですけれども、5月21日に入札をした結果の利率が2.25%でございまして、今後も起債の繰上償還に伴う低利な起債を発行するということになりますと、従来どおり、市中金融機関との入札に伴いまして、低い金利で入札をしていただくということになろうかと思えます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。

当然、金融機関もたくさんありますし、いろいろと入札によってはそういう低金利のところに行くわけですけれども、そこら辺、わかるように私らも結果としてこのようになったということもできるだけお知らせいただきたいなというふうに思います。

それと、先ほど上下水道部長のご答弁いただきまして、だいたい内容がわかりました。ただ、積立金が3月議会で、私ども公明党の森安議員が質問をしていろいろと議論を交わしているわけですけれども、僕も横で聞いておまして、ちょっとようわからなかったので、再度お尋ねをしたんです。今回、そのときに、私もそのことは聞きたかったのですけれども、すべて公営企業のほうにいきましたので、普通会計も含めて今回、ちょっと質問させてもらいました。

上下水道部長の答弁の中で、積立金の許される範囲、今後起債を起こしていかなんというふうには僕は受けとめたんですけど、あそのダムに関係する以外はそういうふうにはできるというわけですけれども、そういうふうには受けとめたらいいんですか。

○議長（中上良隆君）上下水道部長。

○上下水道部長（井手上治巳君）企業債の借り換えにつきましては、大滝ダムの負担金の借入れのみとして、他の費用の借入れにつきましては、自己資金で経営していくという方針を立ててございますので、よろしく願いいたします。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）一つ目はその程度にします。時間をあまりとったらあきませんので。

二点目の地域イントラのことでお伺いします。

現在、私も何点か質問の中で学校の校内LANも言わせていただきましたし、地域イントラが整備されたことによって、今年度の予算に上げていただいたという経緯もございます。

ただ、今回、僕が質問させていただきたいのは、市庁舎と出先、特に公民館、要するに市民の方が大いに利用される場所ですが、見ておられますと今、答弁をいただいて、パソコンを今後自由に使っていいよというお話がありましたけれども、なかなか事務所の中まで入って行って使えるというのじゃなしに、オープンに、全部が全部はちょっとあれなんですけれども、一つはデジタル化したちょっと大きなプラズマテレビがあります。これは各公民館に配置しているわけですが、単に情報のテロップというか、そういうふうな流し方だけ、本市の市庁舎の下にもテレビが2台置いてありまして、プラズマのほうにそういう対応しているし、また議会の中継はもう一つの小さいほうでやっています。

そんなことで、今までの現状よりもやっぱり地域イントラが整備されたことにより、ごつつう進んでいると思います。ですから、その利用に関して、詳しく教育長のほうからもお話しいただきましたけれども、お隣の紀の川市では、私も不審者情報のメール配信に関しては提案させていただいて、既に12月12日に発信できまして、ほとんど毎月のように毎月何件かの不審者情報のメールが入ってまいります。紀の川市の場合でも、今月の市広報によりまして、一番後ろに載っておりますけれども、ここではいろんなメニューを入れまして、災害情報であったり、防犯のことであったり、それからいろんな情報が網羅されておるように思いました。

ですから、今回は不審者情報のメール配信のことを聞いているわけじゃないんだけれど

も、とにかく市庁舎と出先機関のその中で、もう少し具体的にできる範囲、あまり詳しく申し上げるとあれなのかわかりませんが、そういった今の答弁の中ではもう一つようわからなかったので、再度お聞きします。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）地域イントラにつきましては、出先も本庁も含めて44カ所につながっております。それがすべて100メガの動画も配信できるような形にされております。

その中で、特に小・中学校につきましては、一斉告知でございますけれども、公民館につきましては7館、それから高野口出張所、産業文化会館と社会福祉センターでございますけれども、ここにつきましては、特に映像対話装置、いわゆる双方向の対話ができる装置とプラズマテレビということで、大きな四十何インチのテレビを置いています。それから、住民公開端末、それから情報入力装置ということでパソコンも置いてございまして、このイントラネットのシステムの中で、公民館、それから今言いました7館と10カ所につきましては、特に設備がかなりのものできる設備になっております。

ということで、現在そこまで双方向で活用できていないのが現状でございますけれども、インフラ整備につきましてはそういうふうな形でできておまして、各答弁でもありましたように、ちょっと歯切れの悪い答弁でもありましたけれども、いろんな提案をいただきました中で今後、活用していきたいというふうに考えてございます。

ということで、職員内部で現在使われているのが現状でございまして、それを外の住民にどう広げて活用していくかというのがこれからのいろんな課題といたしましたらあれですけれども、やり方をこれから考えていくというのがこれからの課題でございます。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。

このプラズマテレビの利用に関しては、もう少しお聞きしたいんですけども、お話の中ではテレビチューナーが入っていないと。そうしたときに、テレビ本来の利用がちょっとできんのかなと。僕は思っているんですけども、動画の配信を各公民館にできるのかなという、その動画に関してちょっとお答えいただいているのかなと思ったんですけども、ここ2011年にはデジタル放送が開始になりますね。それに対して、本市としてはどのように対応していかれるのかなというふうに思います。

せっかくのそういう基材を有効に使っていただいて、また市民の方にもう少しやはりきめ細やかに、通告させていただきましたように、市民の方はいろんな情報を欲しがっているんです。先ほどパソコンを操作するというお話がありましたけれども、パソコンを操作するまでもなく、そういう機材を使って情報が入手されたら、これ以上に越したことはない。公民館に立ち寄りされる方は、恐らく普通の日であれば仕事をされている人はほとんど使いませんね。高齢者の方が特に多いわけで、そこら辺の対応もお願いしたいということで、今現在アナログがありますね。ほとんどアナログという形になっておるんですけども、デジタルに変わったときに、本庁と出先等の関係、この市庁舎の中もデジタル化が可能なのか、そこら辺だけお聞きしたいんです。

というのは、次に、いろんな部分も提案させていただきたいと思っているんですが、対応がもう一つ学校の校内LANのときも、地域イントラができなかったことで、今ちよっ

ともう少し待って下さいというお話があって、何回か当局にお願いしました。結果、今年の夏ぐらいまでには校内LANができた。本当にありがたいなというふうに思います。ですから、その整備そのものの利用できる範囲をもっと広くしてもらうために、一つはそのテレビチューナーの件も今僕が言いましたようにデジタル化に向けてのその対応というのはできるのかどうか、そこまで考えておられるのかどうか、その点をちょっと。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）地域イントラネットそのもののシステムはすべてデジタルで動いてございます。地域イントラということで閉鎖的な電子内部でのネットワークでございますけれども、外につながっているのが現在インターネットでございます。ということで、今さっき議員から言われておりましたテレビのデジタルについては、現在のところ、つなげておりません。そういうことでございますけれども、テレビ中継ということになりましたら、各チューナーを付けるか、本庁からのテレビ中継を送るということになるかと考えてございます。

ということで、あくまでも市内部での地域的なネットということでとらまえておりました、その中でしてございます。特にテレビ中継が必要になれば、外からの中継が必要でございましたら、それはまた考えたいと思います。

中でのテレビ中継、いわゆる市内部での動画、それから静止画はもとよりでございますけれども、これにつきましては、現在、アナログとデジタルのデータがございますけれども、アナログでしたら変換器を使って変換しましたら、それはもうデジタルで載せることができます。いわゆる市内の、テレビを持って行って、どこかの出初め式であったら出初

め式の情報をそのまま動画で配信するという
ことでしたら、テレビがアナログでしたら、
デジタルに変換して全部に配信できるという
システムになってございます。

ということで、動画に耐えるだけの情報量
が流せるシステムになってございます。動画
につきましては、かなりの情報量が流れます
ので、回線についてもかなりの容量の回線が
要りますけれども、それは流せるようになって
ございます。

ということで、一般の民放のテレビとかNHK
のテレビというのは、現在はそこへつなが
っていない状態でございますけれども、は
じめに言いましたようにチューナーなり、本
庁からチューナーを通じて一斉配信すれば可
能でございますけれども、現在のところはつ
ないでございませぬ。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）上久保君。

○21番（上久保 修君）ありがとうございます。

今後、そういう対応をお願いしたというこ
とで、情報に関しては市広報であったり、い
ろんな形で情報提供しているというのはよく
わかっています。ただ、そういうふうな面
目に訴える部分がもっと欲しいと言われる
方もいらっしゃるんです、それと、いろん
な形で市庁舎まで足を運ばないでも、近く
の公民館で対応していきたいというか、対応
させてもらえたらという市民の方も声もあ
りましたので、質問をさせていただきました。
よろしく願いしておきます。

次に、学校・園内の安全性について、まず
最初の危険箇所のところを僕はお聞きしま
した。県では土砂災害についての危険箇所
の点検を既に始めて、橋本市でも指摘され
た場所が何カ所かございました。当然、学
校で共有または保育士、園長さんをはじめ、
いろんな教

えておられる立場の人が把握するのはいい
んですけれども、小さい子どもさん、幼
児を含めたそういう方が危険な箇所
で遊んだりしています。ですから、特に
土砂の場合なんかは、これから雨期にも
入りますし、いろんな意味で、ものす
ごい注意を払ってもらわないとい
かんということがあります。

だから、そこに立ち入らないように例
えばさくを設けているのかとか、1カ
月に1回危険箇所の点検をしているわけ
ですけれども、子どもたちにも周知徹底
というか、指導されているというふう
に答弁をいただきましたけれども、保
護者としては、やっぱりより安全な場
所に送り出して、心配される部分が多
々あります。そういうふうなことで、
それをひとつお聞きしたいのと、要す
るに子どもが行かへんように対応して
いるのかどうか。

それが一つと、園内に車を置いている
ところがありますね。僕も何カ所か見
に行きました。中には舗装されている学
校もありますし、砂利道のところもあ
ります。そういうふうな中で、先生方
が当然離れたところに学校また園が
建っているわけで、当然必要最小限
度、長たる人が認めておると思いま
すけれども、区切りをつけていないよ
うに思うんです。特に危ない、当然
マイカーで、私たちもそうですけ
れども、時間を限って9時に入らな
いといかんとか、8時半に入らな
いといかんといったら、やっぱりぎ
りぎりに行かれる方もいらっしゃる
んです。

これは5月の、いつやったか僕は忘
れましたけれども、ビデオを撮って
おりますので、僕も何回も見て、毎
日放送でテレビをやっております。
要するに通学して校門を入ってくる
児童の方、特にそこだけ映してお
ったんですけど、大阪近辺でもいろ
いろあるみたいです。そしたら、3
年生から6年生ぐらいまでの児童
に関しては、もうすべてそういうこ

とを学習されて対応していると思うんですけども、特にこの4月から入った1年生、2年生、まだ対応できへん。要するに車社会の中では、そういう子どもたちも家に帰ってもそういう対応はしているんですけども、急いでいる中で、やっぱり全国的に見ますとすごく悲しい事故もありました。保護者からしたら、こんなあり得ないというところで、そういうことが橋本市の場合はないわけやけど、やっぱり接触して、そういうことがありますので、そこら辺、もう少し教育委員会の中で、いろいろと検討していただきたいなと思います。

この点、先ほども答弁もいただいたんですが、対応をもう一度お聞かせてください。

○議長（中上良隆君）教育長。

○教育長（森本國昭君）先ほど答弁させていただきましたとおり、危険箇所については、学校によっては1カ月程度になると思うんですけども、その箇所を徹底的に異常がもしございましたら、児童園児に、生徒に徹底的にそれを指導しております。

それと、低学年の場合の指導ですけども、交通指導員等のご協力によりまして、歩行指導等も実施しております。それで、今後もそういう安全の面は大変大事でございますので、それを徹底していきたいと、そういうふうに思います。よろしく願いいたします。

○議長（中上良隆君）21番 上久保君。

○21番（上久保 修君）もう時間ないですよね。

○議長（中上良隆君）まだ33分まであります。

○21番（上久保 修君）もう終わりますけど。

昨年同僚議員の中本議員もこの点について指摘されたと思います。それから本当に変わっているのかなと思いましたし、私どもに寄せられる市民の方、また保護者の方からのそういう思いが伝わってくるんです。私だけと

か中本議員だけじゃなしに、恐らく新人の議員の方にもそういうお話が入っていると思います。保護者の方はやっぱりそういうふうに学校・園とかを見ているんです。ですから、今回、僕は取り上げて質問させてもらいました。あまり詳しい、もっと聞きたかったんですけども、そこは教育長のこれからの各園長なり校長なりと連携というか、連絡をとり合いしていただいて、より安全なそういう園、または校内になっていただきたいなと思います。要望として言わせていただいて、これで質問を終わります。

○議長（中上良隆君）これをもって、21番 上久保君の一般質問は終わりました。

この際、10時45分まで休憩いたします。

（午前10時28分 休憩）